

質保証・質向上に関する 中央教育審議会答申の記載について

令和7年10月
高等教育局大学振興課

● プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定	2
● シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示	8
● 成績評価基準の適切な運用(ルーブリックの活用)	11
● 成績評価基準の適切な運用(GPAの算出と活用等)	14
● 学生個人の学修成果の把握	17
● 学修時間の確保と把握	21

我が国の高等教育の将来像(平成17年答申)

第2章3(3)学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色

(ア)高等教育と初等中等教育との接続

○ どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。(略)

入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー)についても、各高等教育機関が(必要に応じて分野ごとに)明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

第2章4(4)自己点検・評価の充実

○ 高等教育の教育・研究水準の維持・向上を図るためには、各高等教育機関が積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と充実に向けて不断の努力を行うことがまずもって大切である。(略)

第3章1(1)大学

(イ)学位と課程

○ 現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程(プログラム)中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)①

第1章6 学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れに関する方針の重要性

(1)改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、そして「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことである。

これらは、将来像答申で言及した「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」にそれぞれ対応する。大学の個性・特色とは、そうした方針において具体的に反映されるのである。

第2章第1節(3)改革の方向

(ア)学位授与の方針に関し、以上のような国際的な動向や我が国の実情を踏まえると、今後、学生による学習の成果を重視する観点から、各大学では、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要となる。

(オ)(略)学士課程における学習成果の目標について、一定の標準性が望まれるとしても、その実現や評価の手法は多様であるべきであり、各大学の自主性・自律性が尊重されなければならない。また、参考指針が提示しているのは、標準的な項目にとどまるものであり、実際に各大学が学位授与の方針等を定める場合には、当該大学の教育理念や学生の実態に即して、各項目の具体的な達成水準などを主体的に考えていく必要がある。(略)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)②

第2章第1節(4)具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 大学全体や学部・学科等の教育研究上の目的、学位授与の方針を定め、それを学内外に対して積極的に公開する。
その際、それらが抽象的な記述にとどまらず、学生に身に付けることが期待される学習成果を重視する観点から、具体的で明確なものとなるように努める。
- ◆ 学位授与の方針の策定に当たって、PDCAサイクルが稼動するようにする。
学内の共通理解を確立すること、実践の段階に応じて目標を具体化すること、客観的に測定可能な指標によってあらかじめ目標を設定しておくこと等に留意する。
- ◆ 学位授与の方針等に即して、学生の学習到達度を的確に把握・測定し、卒業認定を行う組織的な体制を整える。
各大学の個性や特色、専門分野の特質に応じて、客観性・標準性を備えた学内試験の実施や外部試験の結果の活用についても検討し、適切に対応する。
- ◆ 大学の実情に応じ、学位の水準を確保する観点から、学位授与の方針の策定、学位審査体制の確立に当たって、それらの客観性を高める仕組みについて検討する。
例えば、大学間連携の取組の一環として相互に関与したり、外部専門家の意見を参考にしたりすることを検討する。

第3章3 大学間の協働(3)本章に関する具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 学士課程教育における三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)に関する共通理解を確立し、教員各自の教育実践の在り方を主体的に見直す場としてFDを機能させ、活性化を図る。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)

7. 質的転換に向けた更なる課題

(「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着)

学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程答申が期待した学位を与える課程(プログラム)としての「学士課程教育」という概念の定着がまだ途上であるという現状である。(略)

課題の解決には以下の諸点の改善が求められる。まず、成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」)に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。

前述のとおり、学士課程教育をプログラムとして充実させるためにそれぞれの大学や文部科学省等が行うべき方策は、既に学士課程答申で詳細かつ網羅的に示されている。今必要とされるのは、これらを単にそれぞれ別個に実施することではなく、教職員の意識改革を進めつつ、上記の改革サイクルを相互に関連させながら、全学的な教学マネジメントの中で実際に機能させることである。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)①

Ⅱ. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

<具体的な方策>

学位等の国際通用性の確保

○ 学士の学位の名称が約 700 種類にまで増加していること等を踏まえ、学位の専攻分野の名称は、修得する学問の本質に従って定めるという考え方を徹底する。その上で、学位プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針にどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載すること等の取組を促進する。また、全国の大学が付与する学位の専攻分野の名称に関する状況について、可視化の方策を検討する。

さらに、英文表記として、「Bachelor of(学術的に広く認知されている分野の名称)in(現在付記されている名称)」とすることを国が推奨する。

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築

(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められる。

一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(以下「三つの方針」という。)に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要である。なお、大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用することが重要である。

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

なお、カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化も重要である。(略)

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

○ 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要である。このようなPDCA サイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。(略)

【参考】教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

・プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について

(略)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)②

V. 各高等教育機関の役割等—多様な機関による多様な教育の提供—

2. 大学院における特有の検討課題

(略) 大学院において、こうした現状を改善し、2040年に向けた高等教育の課題と方向性に照らした転換を図るためには、各大学院が四つの人材養成機能を踏まえつつ、人材養成目的を明確に意識し、「卒業認定・学位授与の方針」から順次「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を明確に設定すること、三つの方針に照らして、コースワークと研究指導を適切に組み合わせる行うことが前提として必要となる。また、各大学は、改めて、質の向上を図るために、

- ・三つの方針に位置付けられた専攻の性格や進路の確保の状況に応じて最適な定員の設定や社会のニーズへより一層対応する観点から教育組織(課程)や教育研究体制、入試や学位授与の在り方の再点検を行い、必要な場合は見直しを図ること、
- ・人材養成目的と課程(「修士課程」「博士課程(区分制・一貫制)」「専門職大学院の課程)」との関係性についても、再点検を行うことが必要である。(略)

このため、国は、今後、三つの方針を出発点として、大学院の教育研究の充実を図るために、その策定と公表を法令上義務付けるべきである。その際には、「Ⅱ. 教育研究体制」で触れられた学部、研究科等の枠を越えた学位プログラムや、大学間の連携の仕組み等を、大学院においてどのように実現すべきかという点についても、併せて検討を進めることが重要である。(略)

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)①

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

① 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実することが何よりも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須である。

具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、三つの方針に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりやすく示すこと、博士後期課程におけるプレFDを含む組織的かつ体系的なFD・SDの実施を通じた教職員の能力向上を図ること、学修成果に関する情報を把握・測定すること等を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載され、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階で学生に必要な学修量を明示することが求められる。

また、高等教育機関から輩出する人材がどのような資質・能力を身に付けるのかを可視化し、社会からの理解を得る観点からは、単に「よい教育をしている」というだけではなく、「社会に出た後に評価される人材を育成している」ことを念頭に、学生の資質・能力を引き出し、どのように学修目標の達成に向けて指導していくか、という視点で教育課程をデザインすることも大学等の重要な責務である。個々の学生の希望や学修の進捗を踏まえつつ、主体的な学修と体系的な履修を確立させるとともに、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成を念頭に、個人としての目標の設定や達成状況の確認を促し、自分の将来を見据えられるきめ細かな履修指導や学修支援を行うことが必要である。特に履修指導を行う際には、教員や、教員と対等の立場で学生の学修者本位の学びを支える職員をアカデミック・アドバイザーとして配置することも視野に入れる必要がある。(略)

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)②

(2)高等教育全体の「規模」の適正化

②高等教育機関全体の規模の適正化の推進

(略)なお、高等教育機関間の連携、統合等に当たっては、それぞれの高等教育機関における三つの方針や建学の精神との整合性に留意が必要である。(略)

(補論3)これまでの高等教育政策

2.「質」に関する政策

(1)大学設置基準の大綱化

(略)大学設置基準の簡素化・大綱化により、多くの大学で教育課程の改革や教育研究組織の改革が進み、少人数教育の実施や学際的な学部・学科等の設置が推進された。一方で、教養教育の弱体化につながったとの指摘や、体系的な教育課程の編成につながっていないとの指摘もなされる中で、教育の充実に焦点を当てた平成20(2008)年12月の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」及び平成24(2012)年8月の同審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」の2つの答申が取りまとめられ、それぞれの大学における三つの方針を明確にし、学位プログラムとしての体系的な教育の展開を求めることが提言された。答申を受け、ナンバリングやルーブリック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新たな工夫の導入も進められ、その後、三つの方針の公表義務や文理横断・文理融合教育の推進等に関する取組が進められている。

(3)学修者本位の教育への転換

(略)

既に多くの大学において「教学マネジメント指針」を踏まえた教学の改善・改革の取組や全国学生調査の結果を活用した教学IRの充実等、学修者本位の教育の実現に向けた積極的な取組が進展しつつある。一方、こうした意欲的な教育改革等に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘や、教学の改善・改革に係る取組が形式的・表層的なレベルにとどまっているという指摘もある。例えば、三つの方針の達成状況を点検・評価している大学は年々増加し、令和4(2022)年度には91.7%に達しているが、三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための学位を与える課程共通の考え方や尺度を策定している大学は74.0%、学修状況の分析や教育改善を支援する体制の構築をしている大学は66.1%、全学的な教育目標等とカリキュラムの整合性を検証する全学的な委員会を設置している大学は48.9%にとどまっており、策定・公表した三つの方針に基づいた具体的な取組について更なる進展が必要である。

(4)大学院教育の改善

(略)当該審議まとめに基づき、令和元(2019)年に三つの方針の策定・公表の義務化、学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化、博士後期課程学生を対象としたプレFDの設定又はプレFDに関する情報提供の努力義務化、ファイナンシャル・プランの明示の努力義務化といった制度改正が行われた。

大学における取組の状況(出典:大学改革状況調査)

【大学教育の点検状況】

・三つの方針の達成状況を点検・評価している大学数
…H30:591 大学(78%)→R04:716 大学(92%)

・三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度を策定している大学
…H30:348 大学(46%)→R04:578 大学(74%)

【カリキュラム編成上の工夫の状況】

・大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮する大学数
…H30:610 大学(82%)→R04:666 大学(88%)

【シラバスの記載項目の状況】

[学部段階]

・「人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連」を設定する大学数
…H30:432 大学(58%)→R04:594 大学(79%)

【教学マネジメントとして実施している取組】

・教育課程編成・実施の方針に基づく体系的な教育課程の構築に取り組んでいる大学数
…H30:557 大学(73%)→R04:622 大学(80%)

・学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施
…H30:130大学(17%)→R04:181大学(23%)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)

第2章第2節2 単位制度の実質化

(1)現状と課題

(ウ)学生の学習時間は、学習成果の達成にも密接に関連すると思われる。

単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきており、シラバス、セメスター制、キャップ制、GPA(Grade Point Average)などの諸手法が導入されてきた。文部科学省の調査(平成18年度)では、各大学では、これらの取組は相当に普及しており、例えば、9割以上の大学がすべての授業科目のシラバスを作成している(略)。

しかし、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えない。その原因の一つとして、諸手法の導入に当たって、単位制度の実質化とのかかわりが十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていない可能性が考えられる。

例えば、シラバスにおいて「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数にとどまっており、学生が必要な準備学習等を行ったり、教員がこれを前提とした授業を実施する環境にないことが懸念される。(略)

(3)具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。

卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法(シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。

点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。

◆ 学部・学科等の目指す学習成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。

シラバスに関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・準備学習の内容を具体的に指示すること
- ・成績評価の方法・基準を明示すること
- ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料(コース・カタログ)と同等のものにとどまらないようにすること

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)

6. 学士課程教育の質的転換への方策

(体系的・組織的な教育の実施)

(略)、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。

・教育課程の体系化

(略)

・組織的な教育の実施

(略)

・授業計画(シラバス)の充実

学生に事前に提示する授業計画(シラバス)は、単なる講義概要(コースカタログ)にとどまることなく、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように作成されること。

・全学的な教学マネジメントの確立

(略)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

【参考】教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

・(略)シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、(略)

学修成果の可視化と情報公表の促進

○ 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(大学教育の質に関する情報)

・(略)授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)、(略)

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年答申）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

① 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実することが何よりも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須である。

具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、三つの方針に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりやすく示すこと、博士後期課程におけるプレFDを含む組織的かつ体系的なFD・SDの実施を通じた教職員の能力向上を図ること、学修成果に関する情報を把握・測定すること等を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載され、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階で学生に必要な学修量を明示することが求められる。

(補論2) 近年の高等教育を取り巻く変化

3. 学修時間に関する課題

(略)

このような状況を踏まえて、単に大学が学生の学修時間のみに問題の所在を求めるのではなく、教員自身が授業外学修の手段としてオンライン学習を積極的に活用することや、シラバスへの授業外学修の内容や時間の記載等を通じてどのように学生に働きかけていくかについて検討することも必要である。

大学における取組の状況(出典:大学改革状況調査)

【シラバスの記載項目の状況】

[学部段階]

・「人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連」を設定する大学数

…H30: 432 大学(58%) → R04: 594 大学(79%)

・「授業における学修の到達目標」を設定する大学数

…H30: 737 大学(99.6%) → R04: 750 大学(99.6%)

・「準備学修に関する具体的な指示」を設定する大学数

…H30: 656 大学(89%) → R04: 692 大学(92%)

・「準備学修に必要な学修時間の目安」を設定する大学数

…H30: 408 大学(55%) → R04: 562 大学(75%)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)①

第2章第2節4 成績評価

(1)現状と課題

(ア)我が国の学士課程教育をめぐっては、卒業認定における評価の厳格化も大きな課題となっている。

評価の厳格化は、卒業時だけの問題ではなく、入学してからの教育指導の過程における成績評価についても、学生の成長という観点から考えなければならない。

(ウ)我が国の大学は、成績評価について、個々の教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いと指摘されてきた。従来そのままでは、大学全入時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上の要請も相まって、なし崩し的に安易な成績評価が広がるおそれがある。

(2)改革の方向

(ア)このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

(イ)評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、学生の学修履歴等の記録と自己管理のためのシステムを開発することは、学習成果を重視した評価の条件整備として重要である。

(ウ)なお、GPAの導入と運用に当たっては、国際的に認知されているGPAの一般的な在り方に十分留意すべきである。

また、成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているかなどについて、組織的なチェックが働くような仕組みが必要となる。

(エ)客観的な評価の推進には、資格や検定といった外部試験などの活用も考えられる。その際は、大学自身の学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針との整合性の考慮が求められる。

なお、客観的な評価という場合、特定の時点で実施するペーパーテストによる方法のみを想起するとすれば、必ずしも当を得たものではない。他の先進諸国でも、標準的なテストによって大学生の学習成果を測定することの可否、妥当性に関しては結論を見ておらず、十分な研究を要する課題となっている。

第1節で示した学士力の学習成果の達成度を評価しようとするならば、多面的できめ細かな評価方法を取り入れることが望まれる。

(オ)成績評価の厳格化や、卒業時の出口管理の強化は、単に学生を振り落とすことが目的ではなく、学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある。(略)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)②

(3)具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。

成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているか等について、組織的な事後チェックを行う。また、成績評価の通用性を高める方策として、当該教員以外の第三者の参画を求める仕組みを検討する。

◆ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。

GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。

- ・国際的にGPAとして通用する仕組みとする(例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。
 - ・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。
 - ・教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。
 - ・その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。
- #### ◆ 学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検するとともに、これを大学が活用し、多面的に評価する仕組み(いわゆる学習ポートフォリオ)の導入と活用を検討する。
- #### ◆ 各大学の実情に応じ、在学中の学習成果を証明する機会を設け、その集大成を評価する取組を進める。
- 例えば、卒業論文やゼミ論文などの工夫改善や新規導入を実施したり、学部・学科別の、あるいは全学的な卒業認定試験を実施したりすることを検討、研究する。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)

8. 今後の具体的な改革方策

① 速やかに取り組むことが求められる事項

(大学)

(ア)(略)

学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

(大学支援組織)

(イ)アセスメント・テスト(学修到達度調査)、学修行動調査、ルーブリック等、学生の学修成果の把握の具体的な方策については、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学連携法人、大学間連携組織(コンソーシアム)、学協会等において速やかに、かつ多元的に研究・開発を推進する。

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)

(補論3)これまでの高等教育政策

2. 「質」に関する政策

(1) 大学設置基準の大綱化

大学設置基準の簡素化・大綱化により、多くの大学で教育課程の改革や教育研究組織の改革が進み、少人数教育の実施や学際的な学部・学科等の設置が推進された。一方で、教養教育の弱体化につながったとの指摘や、体系的な教育課程の編成につながっていないとの指摘もなされる中で、教育の充実に焦点を当てた平成 20(2008)年 12 月の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」及び平成 24(2012)年8月の同審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」の2つの答申が取りまとめられ、それぞれの大学における三つの方針を明確にし、学位プログラムとしての体系的な教育の展開を求めることが提言された。答申を受け、ナンバリングやルーブリック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新たな工夫の導入も進められ、その後、三つの方針の公表義務化や文理横断・文理融合教育の推進等に関する取組が進められている。

大学における取組の状況(出典:大学改革状況調査)

【成績評価の状況】

- ・学部段階における成績評価基準の明示について、全ての科目をルーブリックにより明示している大学数
…H30:38 大学(5%)→R04:50 大学(7%)
- ・学部段階における成績評価基準の明示について、一部の科目をルーブリックにより明示している大学数
…H30:194 大学(26%)→R04:282 大学(37%)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)①

第2章第2節4 成績評価

(1)現状と課題

(ア)我が国の学士課程教育をめぐっては、卒業認定における評価の厳格化も大きな課題となっている。

評価の厳格化は、卒業時だけの問題ではなく、入学してからの教育指導の過程における成績評価についても、学生の成長という観点から考えなければならない。

(ウ)我が国の大学は、成績評価について、個々の教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いと指摘されてきた。従来そのままでは、大学全入時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上の要請も相まって、なし崩し的に安易な成績評価が広がるおそれがある。

(2)改革の方向

(ア)このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

(イ)評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、学生の学修履歴等の記録と自己管理のためのシステムを開発することは、学習成果を重視した評価の条件整備として重要である。

(ウ)なお、GPAの導入と運用に当たっては、国際的に認知されているGPAの一般的な在り方に十分留意すべきである。

また、成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているかなどについて、組織的なチェックが働くような仕組みが必要となる。

(エ)客観的な評価の推進には、資格や検定といった外部試験などの活用も考えられる。その際は、大学自身の学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針との整合性の考慮が求められる。

なお、客観的な評価という場合、特定の時点で実施するペーパーテストによる方法のみを想起するとすれば、必ずしも当を得たものではない。他の先進諸国でも、標準的なテストによって大学生の学習成果を測定することの可否、妥当性に関しては結論を見ておらず、十分な研究を要する課題となっている。

第1節で示した学士力の学習成果の達成度を評価しようとするならば、多面的できめ細かな評価方法を取り入れることが望まれる。

(オ)成績評価の厳格化や、卒業時の出口管理の強化は、単に学生を振り落とすことが目的ではなく、学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある。(略)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)②

(3)具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。
成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているか等について、組織的な事後チェックを行う。また、成績評価の通用性を高める方策として、当該教員以外の第三者の参画を求める仕組みを検討する。
- ◆ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。
GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。
 - ・国際的にGPAとして通用する仕組みとする(例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。
 - ・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。
 - ・教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。
 - ・その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。
- ◆ 学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検するとともに、これを大学が活用し、多面的に評価する仕組み(いわゆる学習ポートフォリオ)の導入と活用を検討する。
- ◆ 各大学の実情に応じ、在学中の学習成果を証明する機会を設け、その集大成を評価する取組を進める。
例えば、卒業論文やゼミ論文などの工夫改善や新規導入を実施したり、学部・学科別の、あるいは全学的な卒業認定試験を実施したりすることを検討、研究する。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)

【参考】学士課程教育の改善の経緯

また、ナンバリングによる体系的な教育課程の編成や学生が授業の事前の準備をするための工程表としての授業計画(シラバス)等による学修時間の伴う質の高い教育を展開している大学もある*d。

*d 国際基督教大学では、ナンバリングによる体系的な教育課程の編成、キャップ制やアドバイザー制度により履修指導に基づく教育課程の実施、GPAによる厳格な成績評価を相互に連携させて運用している(<http://www.icu.ac.jp/liberalarts/educational/system.html>)。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表―「学び」の質保証の再構築

<具体的な方策>

学修成果の可視化と情報公表の促進

○ 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(大学教育の質に関する情報)

・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況、教員の業績評価の状況

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

① 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

<具体的方策>

○ 「出口における質保証」の促進

・学修成果の可視化を一層促進するため、学生に対する厳格な成績評価(GPAの見直し等)や卒業認定の実施、成績優秀者への称号授与を含む学生自らの学修成果を社会に対して示す取組等について、教学マネジメント指針の見直し等を行う。

大学における取組の状況(出典:大学改革状況調査)

【成績評価の状況】

・学部段階において、GPA制度を導入している大学数

…H30: 702 大学(95%)→R04: 746 大学(98%)

R4年度実績

・大学全体のGPAの平均値や分布状況を公表している大学: 15%

・学部又は学科のGPAの平均値や分布状況を公表している大学: 27%

・教員又は授業科目ごとのGPAの平均値や分布状況: 6%

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)①

第2章第2節4 成績評価

(1)現状と課題

(ア)我が国の学士課程教育をめぐっては、卒業認定における評価の厳格化も大きな課題となっている。

評価の厳格化は、卒業時だけの問題ではなく、入学してからの教育指導の過程における成績評価についても、学生の成長という観点から考えなければならない。

(ウ)我が国の大学は、成績評価について、個々の教員の裁量に依存しており、組織的な取組が弱いと指摘されてきた。従来そのままでは、大学全入時代の学生の変容に際し、学生確保という経営上の要請も相まって、なし崩し的に安易な成績評価が広がるおそれがある。

(2)改革の方向

(ア)このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。

(イ)評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、学生の学修履歴等の記録と自己管理のためのシステムを開発することは、学習成果を重視した評価の条件整備として重要である。

(ウ)なお、GPAの導入と運用に当たっては、国際的に認知されているGPAの一般的な在り方に十分留意すべきである。

また、成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているかなどについて、組織的なチェックが働くような仕組みが必要となる。

(エ)客観的な評価の推進には、資格や検定といった外部試験などの活用も考えられる。その際は、大学自身の学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針との整合性の考慮が求められる。

なお、客観的な評価という場合、特定の時点で実施するペーパーテストによる方法のみを想起するとすれば、必ずしも当を得たものではない。他の先進諸国でも、標準的なテストによって大学生の学習成果を測定することの可否、妥当性に関しては結論を見ておらず、十分な研究を要する課題となっている。

第1節で示した学士力の学習成果の達成度を評価しようとするならば、多面的できめ細かな評価方法を取り入れることが望まれる。

(オ)成績評価の厳格化や、卒業時の出口管理の強化は、単に学生を振るい落とすことが目的ではなく、学生の利益を増進する配慮も忘れてはならない。GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある。(略)

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)②

(3) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 教員間の共通理解の下、成績評価基準を策定し、その明示について徹底する。
成績評価の結果については、基準に準拠した適正な評価がなされているか等について、組織的な事後チェックを行う。また、成績評価の通用性を高める方策として、当該教員以外の第三者の参画を求める仕組みを検討する。
- ◆ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。
GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。
 - ・国際的にGPAとして通用する仕組みとする(例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。
 - ・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。
 - ・教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。
 - ・その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。
- ◆ 学生が、自らの学習成果の達成状況について整理・点検するとともに、これを大学が活用し、多面的に評価する仕組み(いわゆる学習ポートフォリオ)の導入と活用を検討する。
- ◆ 各大学の実情に応じ、在学中の学習成果を証明する機会を設け、その集大成を評価する取組を進める。
例えば、卒業論文やゼミ論文などの工夫改善や新規導入を実施したり、学部・学科別の、あるいは全学的な卒業認定試験を実施したりすることを検討、研究する。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)

8. 今後の具体的な改革方策

① 速やかに取り組むことが求められる事項

(大学)

(ア) (略)

学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

(大学支援組織)

(イ) アセスメント・テスト(学修到達度調査)、学修行動調査、ルーブリック等、学生の学修成果の把握の具体的な方策については、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学連携法人、大学間連携組織(コンソーシアム)、学協会等において速やかに、かつ多元的に研究・開発を推進する。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表—「学び」の質保証の再構築

(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)

(略)

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

なお、カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化も重要である。(略)

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

(略)

【参考】教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

・(略)学生個人の学修成果の把握、(略)

学修成果の可視化と情報公表の促進

○ 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。

○ 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率など)、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等
(略)

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究水準、留学率、卒業生に対する評価 等
(略)

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

① 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実することが何よりも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須である。

具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、三つの方針に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりやすく示すこと、博士後期課程におけるプレFDを含む組織的かつ体系的なFD・SDの実施を通じた教職員の能力向上を図ること、学修成果に関する情報を把握・測定すること等を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載され、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階で学生に必要な学修量を明示することが求められる。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

① 学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

<具体的方策>

○ 「出口における質保証」の促進

・学修成果の可視化を一層促進するため、学生に対する厳格な成績評価(GPAの見直し等)や卒業認定の実施、成績優秀者への称号授与を含む学生自らの学修成果を社会に対して示す取組等について、教学マネジメント指針の見直し等を行う。

大学における取組の状況(出典:大学改革状況調査)①

【課程を通じた学生の学修成果の把握状況】

・学部段階において、把握を行っている大学数…H30:401 大学(54%)→R04:522 大学(69%)

(調査・測定取組例)

- ・文化、社会、自然に関する知識・理解…H30:261 大学(65%)→R04:329 大学(63%)
- ・コミュニケーションスキルなどの汎用的能力…H30:302 大学(75%)→R04:432 大学(83%)
- ・獲得知識等を活用した新たな課題解決能力…H30:219 大学(55%)→R04:333 大学(64%)
- ・自己管理能力などの態度・志向性…H30:245 大学(61%)→R04:377 大学(72%)

【学修時間や学修成果の把握方法】※R4実績

- ・外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定(アセスメントテスト等):74%
- ・学生の学修経験等を問うアンケート調査(学修行動調査等):49%
- ・学修評価の観点・基準を定めたルーブリック:24%
- ・学修ポートフォリオ:29%

【学修時間や学修成果に関する情報の活用方法】※R4実績

- ・教育課程や教育方法の改善:80%
- ・学習支援環境の整備:36%
- ・学生の就学支援:37%
- ・学生への履修指導やキャリア相談:53%

我が国の高等教育の将来像(平成17年答申)

第3章1(1)大学

(エ)学士課程

《カリキュラム、単位、年限》

○ 単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質化(単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保)や学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要がある。

学士課程教育の構築に向けて(平成20年答申)

第2章第2節2単位制度の実質化

(1)現状と課題

(ウ)学生の学習時間は、学習成果の達成にも密接に関連すると思われる。

単位制度の実質化の必要性は、これまでも指摘され、改善策が提言されてきており、シラバス、セメスター制、キャップ制、GPA(Grade Point Average)などの諸手法が導入されてきた。文部科学省の調査(平成18年度)では、各大学では、これらの取組は相当に普及しており、例えば、9割以上の大学がすべての授業科目のシラバスを作成している(略)。

しかし、学習時間の実態を鑑みると、これらの取組が十分に機能しているとは言えない。その原因の一つとして、諸手法の導入に当たって、単位制度の実質化とのかかわりが十分に理解されていない、あるいは相互連携の必要性が認識されていない可能性が考えられる。

例えば、シラバスにおいて「準備学習等についての具体的な指示」を盛り込んでいる大学は約半数にとどまっており、学生が必要な準備学習等を行ったり、教員がこれを前提とした授業を実施する環境にないことが懸念される。また、キャップ制については、一年間の上限単位数が多過ぎて、各年次にわたって適切に授業科目を履修するという趣旨に必ずしも沿っていない事例も見られる。

(3)具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

◆ 自己点検・評価活動の一環として学習時間等の実態を把握し、単位制度の実質化の観点から、教育方法の点検・見直しを行い、質の向上を図る。

卒業要件単位数、各科目の単位数配当、履修指導と学習支援の在り方などの点検・見直しを行い、諸手法(シラバス、セメスター制、キャップ制、GPAなど)を相互に連携させて運用する。

点検・評価のための目安として、具体的な学習時間を設定することも検討する。

◆ 学部・学科等の目指す学習成果を踏まえて、各科目の授業計画を適切に定め、学生等に対して明確に示すとともに、必要な授業時間を確保する。(略)

◆ 各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、各セメスターで履修する科目の数・種類が過多とならないようにする。(略)

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)①

5. 学士課程教育の現状と学修時間

(学修時間に着目する理由)

(略)学生が、予測困難な時代にあって生涯学び続け、主体的に考える力を修得するには、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する十分な学修時間が不可欠である。学修時間が短いという現状に加えて、学生の学修時間に着目して学士課程教育の改善を図る理由は以下のとおりである。

第一に、教育課程の基準が法令で定められ、授業時数を中心に教育課程が編成されている初等中等教育とは異なり、学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開という学修の過程に一定時間をかけて取り組むことをもって単位を授与し、また、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって学位を授与するというのが大学制度である。

学修の量と質の両立のためには、質を伴った学修時間であることが必要である。したがって、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に求められる学修の質が伴うように確保されているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言えよう。

第二に、学士課程教育の改善については様々な手法や着眼点が考えられるが、学修時間は、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性を確保しつつ、大学間の制度的な共通性を維持し、学士課程教育の質的転換に向けた好循環の始点となる指標として活用できる基本的な条件である。

第三に、学士課程教育における質を伴った学修時間の確保は、世界的にも学士課程教育の質の保証が課題になる中で、国際的な信頼の指標として不可欠である。

以上のような観点から、本審議会としては、学士課程教育の質を飛躍的に向上させるために、十分な質的充実を前提としつつ学生の学修時間の増加・確保を始点として、学生の主体的な学びを確立することが必要だと考える。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

(体系的・組織的な教育の実施)

学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠である。ただし、この点の改善は、学生に向かって「学修時間を増やさない」と呼びかけることだけでは実現しない。学生の学修時間の増加・確保には、学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫が不可欠である。すなわち、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証することが必要である。

したがって、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められる必要がある。

・教育課程の体系化

(略)

・組織的な教育の実施

(略)

・授業計画(シラバス)の充実

(略)

・全学的な教学マネジメントの確立

(略)

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(平成24年答申)②

6. 学士課程教育の質的転換への方策

(体系的・組織的な教育の実施)

(略)

以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。

8. 今後の具体的な改革方策

① 速やかに取り組むことが求められる事項

(大学)

(ア)(略)

学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト(学修到達度調査)ルーブリック、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表―「学び」の質保証の再構築―

(我が国における質保証の取組状況)

我が国の大学については、上記のような高等教育の大衆化に伴う問題を前提としたとしても、教育の質を保証するための取組は不十分な状況がある。例えば、国立教育政策研究所の調査によれば、大学1、2年生の授業出席時間の平均は1週間当たり約 20 時間、予習・復習の時間の平均は約5時間にとどまっており、授業以外の学修時間が非常に短い。そして、この数字は過去の同様の調査と比較しても改善されておらず、例えば授業以外の学修時間が11 時間以上とする大学1年生が5割を超える米国等の大学と比較しても学修時間が短いという指摘がある。

また、米国等の大学と比べて、学生が受講する科目が多く、授業以外の学修時間の確保を難しくしているのではないかという指摘もあり、密度のある学修体制を整える必要がある。

この背景には、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮・把握することなく、単に個々の教員が教えたい内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題があると考えられる。(略)

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年答申)

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

【参考】教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

・(略)学修時間の確保と把握(略)

学修成果の可視化と情報公表の促進

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・(略)学修時間、(略)

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)①

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

(1)直面する課題とこれまでの高等教育政策

(略)

社会の変化に伴い、高等教育を取り巻く状況も変化している。初等中等教育段階の学びも大きく変化しており、それを受けて進学してくる学生に対して、どのような高等教育を提供していくかが問われることになる。また、学生の学修時間が依然として短いことが指摘されているが、各大学での学びの質と量を確保するための仕掛けである教学マネジメントの取組は道半ばであり、学修者本位の教育を実現すべく、教学マネジメントの確立、学生への教育支援体制の整備等、不断の取組が不可欠である。(略)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1)教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

教育内容・方法の改善については、個々の学生の学修の質と量を充実することが何よりも必要である。このため、授業方法やシラバスの内容の充実、厳格な成績評価や卒業認定の実施、学修支援体制の整備等、学生が主体的・自律的に学修するための環境構築を促進することが求められる。その際、各大学等が更に教育力を向上させ、全学的な教学マネジメントの確立を図ることが必須である。

具体的には、大学等において育成すべき力を学生が確実に身に付けるために、三つの方針に基づいて個々の授業科目ごとではない全体のカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行い、シラバスやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を通じて学生等へ分かりやすく示すこと、博士後期課程におけるプレFDを含む組織的かつ体系的なFD・SDの実施を通じた教職員の能力向上を図ること、学修成果に関する情報を把握・測定すること等を通じた教育内容の質向上に向けた取組を行うことが重要である。その際、一人一人の学生が深い学修成果を得られる授業設計を行うとともに、シラバス等にその内容が適切に記載され、その内容等に依拠した授業が着実に実施されるとともに、授業設計の段階で学生に必要な学修量を明示することが求められる(※)。(略)

※学士課程段階において、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%にとどまっている。

(文部科学省「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」(令和6(2024)年10月))

<具体的方策>

○ 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進

・適切な学修時間を確保するため、1科目当たりの単位数の設定について整理を行う。密度の濃い主体的な学修を可能とするため、クォーター制の導入促進等を通じた、同時に履修する授業科目数の絞り込み」を促進する。

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(令和7年答申)②

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

③ 大学院教育の改革

ア. 質の高い大学院教育の推進

○ 学士課程から博士課程までの連続性の向上と流動性の促進

・ 国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、優秀な学生が学士・修士課程を5年間で履修する大学を大幅に拡充するため、適切な学修時間の確保や教育研究の質の確保を前提とした制度改善について検討を行う。

(補論2) 近年の高等教育を取り巻く変化

3. 学修時間に関する課題

グランドデザイン答申では、大学生の授業以外の学修時間が非常に短い実態が改善されない中で、質保証の重要性や教学マネジメントの確立をはじめとした取組の必要性が示され、各大学等においても改善の努力が進められてきた。

このような中で、依然として学生の学修時間は短く、特に授業時間外の学修量が実質化されていない状況にあるとの調査結果がある。

令和4(2022)年度全国学生調査の結果によると、大学2年生は、授業への出席時間について、3分の2以上の学生が週 16 時間以上、4割の学生が週 21 時間以上であるなど、授業への出席時間が長い一方で、予習・復習・課題等授業に関する学修については週5時間以下の学生が 49%を占めている。また、授業と直接関係しない自主的な学修時間が週5時間以下の学生も 82%を占める。このように、授業への出席時間に比して学修時間が短くなっていることが明らかとなっている。

また、最終学年の学生については、授業への出席時間は6割以上の学生が週5時間以下となっており、これに伴い、授業に関する学修も週5時間以下の学生が約8割を占めている。このように最終学年の学生は、授業への出席 び授業に関する学修時間が短い一方で、約3割の学生が卒業論文・卒業研究・卒業制作に週 21 時間以上、2割の学生が週 31 時間以上と多くの時間を費やしている。しかしながら、最終学年の学生であっても、約4割の学生は卒業論文等を行う時間が5時間以下であり、学修時間が極めて短い学生も一定数いる。

短期大学についても、予習・復習・課題等授業に関する学修が5時間以下の学生の割合は 75%であり、授業と直接関係しない自主的な学修が5時間以下の割合も 81%を占め、学修時間の短さは大学と同様に課題である。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン学習が広く浸透するなど学修の方法が多様化しているほか、大学によっては、独自の調査で十分な授業外学修時間が確保されているという結果が出ているとの声もある。

このような状況を踏まえて、単に大学が学生の学修時間のみの問題の所在を求めるのではなく、教員自身が授業外学修の手段としてオンライン学習を積極的に活用することや、シラバスへの授業外学修の内容や時間の記載等を通じてどのように学生に働きかけていくかについて検討することも必要である。

大学における取組の状況(出典:大学改革状況調査)②

【学生の学修時間・学修行動の把握状況】

・学部段階において、把握を行っている大学数 …H30:631 大学(85%)→R04:688 大学(91%)

(活用取組例)

・教育課程や教育方法の改善 …R04:595 大学(84%)

・学修支援環境の整備…R04:408 大学(58%)

・学位授与の方針等の見直し…37大学(5%)

・学生の就学支援や履修指導 …R04:395 大学(56%)

・学生へのキャリア相談…R04:124大学(18%)